

弘前市下水道事業における官民連携手法 の導入に向けた第2回説明会

日 時：令和7年11月13日（木）午後2:00～

場 所：岩木庁舎1階多目的室

主 催：弘前市上下水道部工務課

【次 第】

1. 開 会 2. 挨 拶 3. 説 明

1 弘前市下水道事業について	P1
2 課題と導入目的	P3
3 事業スキーム	P4
4 募集に関する条件等	P9
5 リスク分担	P11
6 公募・事業スケジュール	P12
7 アンケート	P13

4. 質 疑 応 答 5. 閉 会

本資料は、国土交通省【下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版】を参考に、市の導入方針をまとめたものです。検討の進捗や国の動向により、内容変更となる場合があります。

弘前市下水道事業について [概要]

弘前市における下水道事業は、昭和37年度より工事に着手し、昭和48年度から供用開始しており、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理施設整備事業で構成されている。

[以下、公共下水道事業：公共、特定環境保全公共下水道事業：特環、農業集落排水事業：農集、小規模集合排水処理施設整備事業：小規模と記す。]

項目	公共	特環	農集	小規模
供用開始年度	昭和48年度	令和2年度	平成元年度	平成10年度
地方公営企業法の適用	全部適用	全部適用	全部適用	全部適用
処理区数	3 処理区	2 処理区	14 地区	1 地区
行政区域内人口(A)	142,394 人	611 人	19,123 人	21 人
処理区域内人口(B)	139,191 人	518 人	19,123 人	21 人
処理区域面積(C)	3,610.1 ha	45.4 ha	1,430.4 ha	3.5 ha
普及率($B \div A$)	97.70%	84.80%	100%	100%
処理区域内人口密度($B \div C$)	38.6 人/ha	11.4 人/ha	13.3 人/ha	6.0 人/ha
年間総汚水処理水量	18,659 千m³	25 千m³	1,446 千m³	893 m³

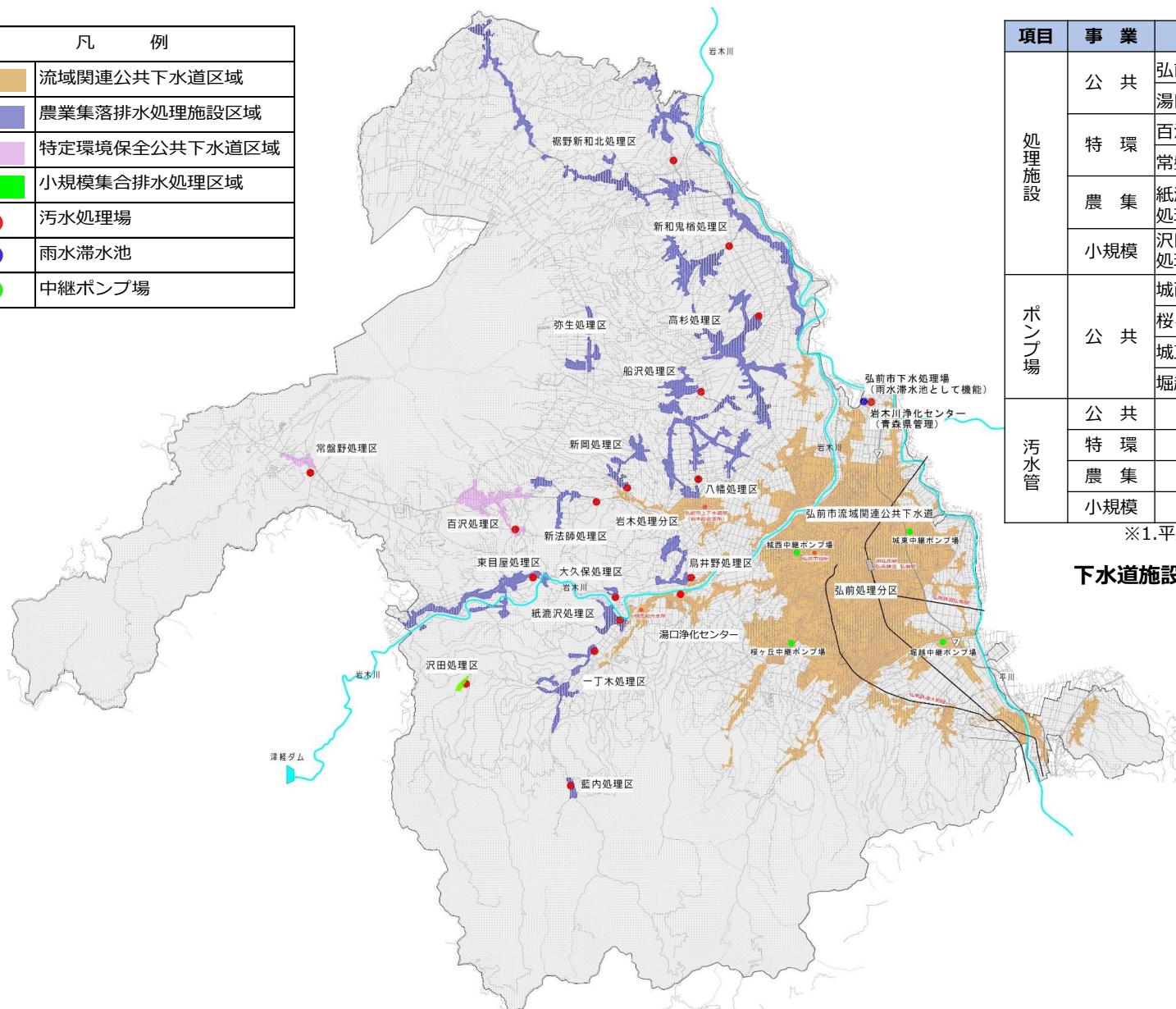
※弘前市上下水道ビジョン（2024～2033）より抜粋
事業別概要表（令和4年度末）



岩木川浄化センター処理場全景
(青森県)

弘前市下水道事業について [処理区と下水道施設]

凡 例	
	流域関連公共下水道区域
	農業集落排水処理施設区域
	特定環境保全公共下水道区域
	小規模集合排水処理区域
	汚水処理場
	雨水滞水池
	中継ポンプ場



項目	事 業	名 称	備 考
処理施設	公 共	弘前市下水処理場	※1
		湯口浄化センター	1,100m ³ /日
	特 環	百沢浄化センター	320m ³ /日
		常盤野浄化センター	80m ³ /日
農 集		紙漉沢地区農業集落排水処理施設(ほか12施設)	9,576m ³ /日
	小規模	沢田地区小規模集合排水処理施設	20m ³ /日
ポンプ場	公 共	城西中継ポンプ場	1,877m ³ /日
		桜ヶ丘中継ポンプ場	2,093m ³ /日
		城東中継ポンプ場	8,053m ³ /日
		堀越中継ポンプ場	2,928m ³ /日
污水管	公 共	約812 km	
	特 環	約12 km	
	農 集	約214 km	
	小規模	約0.6 km	

※1.平成27年4月に雨水滞水池として供用開始

下水道施設概要表（令和4年度末）

要素



課題

- 今後10年程度で、職員の半数が50歳以上に到達し、高齢化とともに技術力の継承が課題
- 施設の老朽化に伴い、職員一人当たりの業務量が増大する見込み

- 管路施設：令和11年度時点で、公共における管路の10%以上が耐用年数を超過し、公共を中心に老朽化が進行
- 処理施設：令和29年度時点で、すべての資産が老朽化資産となる見込みで、施設全体で老朽化が進行

- 改築需要の増加により更新費用が増大し、事業継続に支障をきたす恐れ
- 厳しい経営環境が予想され、下水道使用料の段階的な改定が必要

課題解決の方向性

- 官民連携による職員負担の軽減
- 人材育成、教育機会の充実

- ストックマネジメント計画および維持管理業務等を踏まえた更新計画に基づく、計画的な改築・更新の実施が必要

- 維持管理業務等の効率化による費用の縮減

導入目的

- ウォーターPPPを導入することで、民間事業者による体制補完および民間事業者との計画的かつ効率的な事業連携が可能
- 弘前市下水道事業の経営改善に寄与する有効な手法

事業スキーム [導入予定の事業方式]

地方公共団体(管理者)

下水道法上の最終責任

公権力行使

モニタリング・履行確認

交付金等の事務手続き

計画策定(事業計画等)

災害対応

利用料金直接收受

更新(改築)の発注業務の委託

設計・積算

更新計画案作成

修繕計画案作成・実施

ユーティリティ調達・管理

水質管理、運転操作、保守点検

民間事業者等

民間委託できない

基本的には民間委託になじまない

※ただし、案の作成等、協力や支援を民間委託することは可能

コンセッション
方式

更新実施型

更新支援型
※CMまで含む場合

包括的
民間委託

更新支援型

レベル1-3

レベル3.5

レベル4

ウォーターPPPにおける官民連携手法

出典：国土交通省、下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版

【要件1】長期契約 〈要件充足：○〉

10年間（令和10年4月1日から令和20年3月31日まで）

【要件2】性能発注 〈要件充足：○〉

処理施設：性能発注

管路施設：仕様発注から開始し、段階的に性能発注に移行

※詳細は今後、要求水準書にて示す

【要件3】維持管理と更新の一体マネジメント 〈要件充足：○〉

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5 更新支援型）

【要件4】プロフィットシェア 〈要件充足：○〉

官：民=1：1を導入する想定（民の収益配分は50%を下限とする想定）

※詳細は今後契約書（案）にて示す

3 事業スキーム [対象施設]

: 事業対象

: 事業対象外

事業	施設種別	施設詳細
公共	管路 マンホールポンプ 中継ポンプ場 処理場	城西中継ポンプ場、桜ヶ丘中継ポンプ場、城東中継ポンプ場、堀越中継ポンプ場 弘前市下水処理場、湯口浄化センター
特 環	管路 マンホールポンプ 処理場	百沢浄化センター、常盤野浄化センター
農 集	管路 マンホールポンプ 処理場	紙漉沢地区農業集落排水処理施設 他 1 2 施設
小規模	管路 マンホールポンプ 処理場	沢田地区小規模集合排水処理施設

○：対象、×：対象外

業務	事業	公共	特環	農集	小規模
全般管理	統括管理	○			×
	更新計画案策定	○		×	×
	コンストラクション・マネジメント			×	
処理施設	運転操作・監視	○		×	×
	水質試験	○		×	×
	施設清掃・緑地管理	○		×	×
	保守点検	○		×	×
	修繕	○		×	×
	ユーティリティ調達	○		×	×
	汚泥運搬処分	○		×	×

事業スキーム [対象業務 (マンホールポンプ・管路)]

○：対象、×：対象外

業 務		事 業	公 共	特 環	農 集	小 規 模
M P * 3	運転管理		○			×
	保守点検		○			×
	修繕		○			×
	ユーティリティ調達		○			×
管 路	点検調査*1		○			×
	清掃		○			×
	修繕*2		○			×
	維持管理情報の管理		○			×
	事故対応		○			×
	住民対応		○			×
	災害対応		○			×

*1：ただし、巡回業務は除く *2：ただし、一定規模の修繕に限る *3：マンホールポンプ

■ 参加者の募集：**公募型プロポーザル方式**

■ 参加者の構成等

参加者の形態

- ・応募の形態は、**単独企業による応募又は応募グループ**による応募のいずれも可とする。応募グループの構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施にあたっては、各構成企業が適切な役割を担うこと。
・**応募グループで応募する場合は、共同企業体（JV）を組成し、代表企業1社を定めることとする。**

代表企業
・構成企業の
変更・追加

- ・本事業に係る参加資格確認のための申請書類の提出後から優先交渉事業者との委託契約締結までの間、**代表企業及び構成企業の変更及び追加は、原則として認めない**。
ただし、構成企業が参加資格要件を欠くに至った場合において、当該企業が担う予定であった業務を新たに資格要件を満たす企業が代替する場合で、市がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

地元事業者

- ・地元事業者であることを参加要件とはしないものの、地域循環型経済の実現を期待し、**代表企業または構成企業に地元事業者を含む場合は、提案審査において加点評価することを想定**

■ : 提案時点で求める配置技術者の要件（案）

処理施設

下水処理場

浄化センター

中継ポンプ場

管路施設

統括責任者*1（1名）

- ① 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者又は、下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者、下水道管路管理技士（資格の種類・部門を問わない）の資格を有する者
- ② 平成29年以降に、処理施設又は管路施設における維持管理業務について、統括責任者（期間は問わない。）又は複数年以上副統括責任者として従事した経験を有する者

副統括責任者*1（1名）

- ① 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者
- ② 現場に常駐させ、所定の業務に従事させること

副統括責任者*1（1名）

- ① 下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者又は、下水道管路管理技士（資格の種類・部門を問わない）の資格を有する者
- ② 現場工事等実施時は対応させ、所定の業務に従事させること

主任者（1名）*2

主任者（1名）*2

主任者（1名）*2

- ① 下水道法施行令第15条及び同第15条の3に定める資格要件のうち、維持管理に準拠した資格を有する者
- ② 現場に常駐させ、所定の業務に従事させること
- ③ 平成29年以降に、処理能力日量25,000m³以上の標準活性汚泥法と同等以上の処理能力を有する下水処理場における維持管理業務を受託した実績を同一施設で3年以上有していること*3

主任者（1名）

- ① 下水道管理技術認定試験（管路施設）に合格した者又は、下水道管路管理総合技士、主任技士、専門技士「清掃」「調査」いずれかの資格を有する者
- ② 現場工事等実施時は対応させ、所定の業務に従事させること
- ③ 平成29年以降に、管路施設の維持管理業務（清掃又は点検調査）を受託した実績を有すること*3

主任技術者*1（1名）

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する上下水道部門（選択科目：下水道）又は総合技術監理部門（選択科目：下水道）のいずれかに合格し、同法による登録を受けている。あるいは一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験（下水道部門）に合格し、登録を受けている者
- ② 処理施設及び管路施設のストックマネジメント計画策定業務の実績を有すること*3

*1：記載の要件の他、法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を要件とする

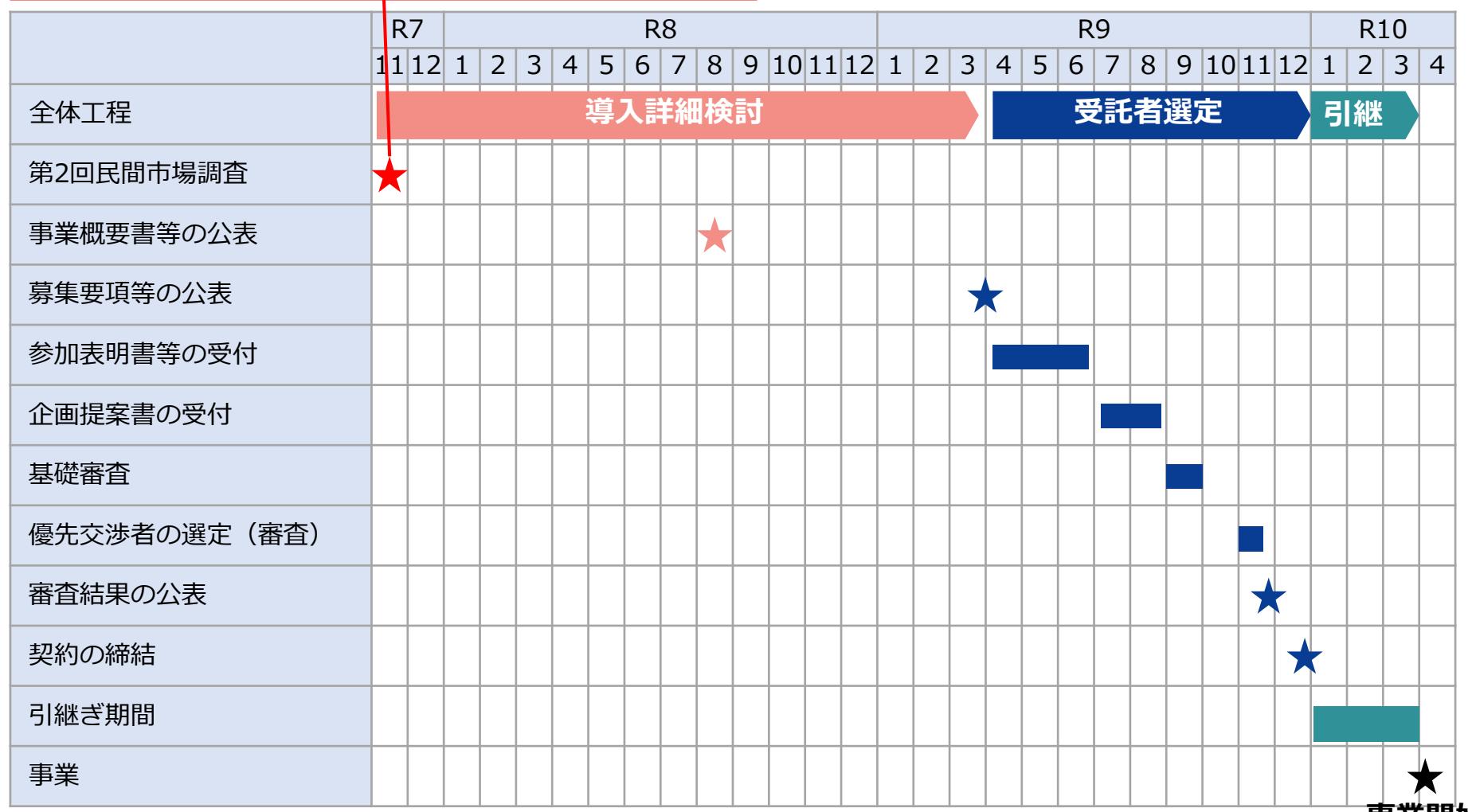
*2：処理施設における各業務の主任者は兼務できるものとする

*3：業務を担う構成企業に対して課す要件とする

別紙資料「リスク分担表（案）」を参照

マーケットサウンディング

アンケート調査（11月13日～11月28日）後、必要に応じて個別ヒアリングを実施します。



市では、官民連携手法の導入にあたり、官民の意向や条件等について相互理解を深めることが、より効果的な事業スキームの構築に繋がるものと考えております。

このたびのアンケートは、皆様の意向を確認できる貴重な機会と捉え、今後の検討の参考とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

○アンケートフォーム

- ・ URL:

<https://forms.office.com/r/zGCNe7hpKX>

- ・ QRコード :



弘前市マスコットキャラクター たか丸くん

お問い合わせ先

弘前市上下水道部 工務課下水道建設係

ウォーター P P P 担当

T E L : 0 1 7 2 - 5 5 - 9 6 6 3 (直通)

F A X : 0 1 7 2 - 5 5 - 9 6 6 6

mail✉ : suikoumu@city.hirosaki.lg.jp